

生徒心得

校訓

自立（じりつ）

真実心（まごころ）

共生（きょうせい）

鳴門教育大学附属特別支援学校

目次

【生徒の心得】

- I がっこうせいかつ きほん
学校生活の基本
- II つうがく
通学
- III ふくそう どうはつどう
服装・頭髪等
- IV がっこうせいかつ
学校生活
- V がくしゅう
学習
- VI こうがいせいかつ
校外生活
- VII たきんしじこう
その他禁止事項

【規定】

- とくべつしどう
特別指導
 - ・ とくべつしどう
特別指導とは
 - ・ とくべつしどう たいしょう こうい
特別指導の対象となる行為
- つうがくふく きてい
通学服などの規定について
- けいたいでんわ
携帯電話について

なるときょういくだいがくふぞくとくべつしえんがっこう せいとこころえ せいと まも こころ
鳴門教育大学附属特別支援学校 生徒心得 (生徒として守り心がけること)

こうとうぶ せいと じかく も きほんてき せいかつしゅうかん み じりつ めざ がっこうせいかつ
高等部の生徒としての自覚を持ち、基本的な生活習慣を身につけ、自立を目指した学校生活を

おく ころ
送るように心がけましょう。

I 学校生活の基本

- 1 高等部の生徒として責任ある行動を心がける。
- 2 進んで学習に取り組み、色々なことに挑戦する。
- 3 ルールやマナーを守って積極的に社会参加するための力を身に付ける。

II 通学

- 1 通学の際は、交通ルールやマナーを守る。
- 2 登下校の時間を守り、登下校の際は寄り道をしない。(登校時刻は午前8時30分から50分までとする。)
- 3 自力通学生については、登校時間が早くなることが事前に分かっている場合は、担任に相談し、学部主事の許可を得ること。登校が午前8時50分以降となる場合は、速やかに学校へ連絡する。
- 4 徒歩または交通機関を利用して自力通学を行う場合は担任に相談し、許可を得てから通学を開始する。
- 5 自転車通学を行う場合は、担任に相談し、届け出を出して許可(自転車通学許可証)を得てから通学を開始する。
- 6 スクールバスを利用して通学する場合は、スクールバス運営委員会の承認を得てから通学を開始する。
- 7 自力通学生は身分証明書を携帯して登下校する。

III 服装・頭髪等

- 1 登下校時は原則として制服を着用する。
- 2 登校後は原則として体操服を着用する。
- 3 髪は常に清潔にし、学習の妨げにならないように整える。

IV がっこうせいかつ 学校生活

- 1 せいとどうし 生徒同士はもちろんの事、こと 先生やらいこうしゃ 来校者へのきも 気持ちのよいあいさつ 挨拶やへんじ 返事をこころ 心がける。
- 2 ともだち 友達をたいせつ 大切に、たにん 他人にめいわく 迷惑をかけるはつげん 発言やこうどう 行動はつつし 慎む。
- 3 みまわ 身の回りをせいりせいとん 整理整頓し、こうない 校内のびか 美化につと 努める。
- 4 こうない 校内のしせつ 施設やびひん 備品をたいせつ 大切にあつか 扱う。
- 5 しょじひん 所持品にはなまえ 名前を書き、きちょうひん 貴重品は各自でかんり 管理もしくはたんにん 担任にあずける。
- 6 ともだちどうし 友達同士でもの 物のかか 貸し借りやきんせん 金銭のかか 貸し借りはしない。

V がくしゅう 学習

- 1 がくしゅうじかん 学習時間はげんそく 原則 ごぜん 午前8時30分からかいし 開始とする。
- 2 しぎょうじかん 始業時間におく 遅れないようにする。きょうしつ 教室のいどう 移動・じゅんび 準備はじゅぎょうかいし 授業開始までにおこな 行う。
- 3 じゅぎょう 授業はまじめ 真面目に受け、う 積極的にせっきよくてき 学習しほか 他人にひと 迷惑をめいわく かけない。

VI こうがいせいかつ 校外生活

- 1 やかん 夜間 (午後9時以降) のがいしゅつ 外出はほごしゃどうはん 保護者同伴とする。
- 2 みせいねん 未成年のにゅうじょう 入場がきんし 禁止されているばしょ 場所 (パチンコ店等のてんとう 賭博場をはじめ、みせいねん 未成年のにゅうじょう 入場はふか 不可としめ 示されているばしょ 場所) にでい 出入りしない。
- 3 およ アルバイト及びうんてんめんきょしゅとく 運転免許取得はとくべつ 特別なじじょう 事情をゆう 有する場合を除きばあい 原則禁止とする。

VII たきんしじこう その他禁止事項

- 1 ほうりつ 法律できんし 禁止されているこうい 行為 (飲酒、いんしゅ 喫煙、きつえん 暴力行為、ぼうりよくこうい 窃盗、せつとう 万引き等) はぜったい 絶対にしない。
- 2 がっこう 学校にむだん 無断でうんてんめんきょ アルバイトをしたり、しゅとく 運転免許を取得したりしない。
- 3 せいとこころえ 生徒心得にいはん 違反した場合はばあい 特別指導のたいしょう 対象となる。

特別指導とは

とくべつしどう くんかい せんせい ちゅうい がっこう
特別指導とは、訓戒(先生からの注意)、学校

きんしん じたくきんしん つうじょう がっこうせいかつ はな
謹慎、自宅謹慎など通常の学校生活から離れ

こべつ おこな とくべつ しどう いはん
て、個別に行われる特別な指導のこと。違反

く かえ みずか ふ かえ じしん
を繰り返さないために自らを振り返り、自身

こうどう じしん かか ところ もんだいなど ちよくし
の行動や自身が抱える心の問題等を直視し、

みらいしこう にちじょうせいかつ おく
あらためて未来志向で日常生活を送ること

がっこう しえん もと じっし
ができるように、学校の支援の下で実施する

もの。

とくべつしどう たいしょう こうい
特別指導の対象となる行為

きつえん 喫煙 (たばこ・ライター <small>の所持も含む</small>)
いんしゅ 飲酒
あいて ふかいかん あた げんどう たいど 相手に不快感を与える言動や態度
など ひぼうちゅうしょう はっしん SNS等での誹謗中傷の発信
こうしゃ こうぐ たにん たい こい はそん 校舎・工具や他人のものに対する故意による破損など
みせいねんしゃた い きんしばしよ ほどう しんやはいかい ふく 未成年者立ち入り禁止場所などでの補導 (深夜徘徊を含む)
ぼうりよく 暴力・いじめ・わいせつ
せつとう まんび 窃盗・万引き
むめんきょうてん 無免許運転
むだん じゅうじ 無断でのアルバイト従事
うんでんめんきよ むだんしゅとく 運転免許の無断取得
きけんぶつ しよじ いほうやくぶつ 危険物の所持 (ナイフ, 違法薬物など)
た ぼうりつ ふ こうい その他法律に触れる行為

つうがくふくなど きてい 通学服等の規定について

ばめん おう ふくそう えら あんぜん がくしゅう ふくそう つぎ
場面に^お応じた^{ふくそう}服装^{えら}を選び、安全^{あんぜん}に^{がくしゅう}学習^{ふくそう}できるように、服装^{つぎ}について次のよ
うに^{きてい}規定^{する}する。

せいふく うわぎ 制服 (上着)

- 指定^{してい}の紺色^{こんいろ}ブレザー^{ちゃくよう}を着用^{する}する。
 - 左^{ひだり}胸^{むね}ポケット^{ほんこう}に本校^つ規定^のエンブレム^をを付ける。
 - ブレザー^の下^{した}は白色^{しろいろ}の服^{ふく}を着用^{する}するものとする。
- ポロシャツ^{ながそで} (長袖^{はんそで}, 半袖^{はんそで}) , カッターシャツ^{ながそで} (長袖^{はんそで}, 半袖^{はんそで}) , タートルネック^{など}など
- ベスト[、]セーター^{など}を着用^{する}場合は白^{ちやくよう}・黒^{ばあい}・灰色^{しろ}・紺色^{くろ}を選択^{はいいろ}するものとする。
- (ブレザー^{を着用}した^下に^{使用}することが^{できる}) 。



ちゅうい <注意>

※ブレザー^の替わり^{として}使用^{しない}こと

- 希望^{きぼう}者はネクタイ[、]リボン^{を着用}することが^{できる}。
- 指定^{してい}の通学服^{つうがくふく}を着用^{した}上^で、冬季^{うえ}用^{とうき}ジャンパー[、]帽子^{ぼうし}、マフラー[、]手袋^{てぶくろ}を着用^{する}ことが^{できる}。

せいふく 制服 (ズボン・スカートほか)

- 紺色^{こんいろ}ブレザー^に相応^{ふさわ}しいもの^(無地・チェックなど)を着用^{する}こと。
- 靴^{くつ}は華美^{かび}でないもの^{を使用}するものとする。

※冬季^{とうき}ジャンパー^{かん}に関しては、ブレザー^{の上}から^{着用}すること。

※季節^{きせつ}に応^{おう}じた^{ふくそう}服装^ができるように^{衣替え}を^{する}こと。

なつふく 【夏服】



ふゆふく 【冬服】



たいそうふく
体操服

がっこうしてい はんそで ながそで なが たいそうふく ちゃくよう
・学校指定の半袖，長袖，長ズボンの体操服を着用する

はん ちゃくよう ばあい ひざたけ くる こん ちゃくよう
※半ズボンを着用する場合は膝丈で黒・紺をベースとしたものを着用する。

はんそで ちゃくよう さい なん はいりよ ひつよう せいと たんにん そうだん
※半袖を着用する際に何らかの配慮が必要な生徒は担任に相談する。

き しろ ちゃくよう
・着がえのTシャツは，白でワンポイントのものであれば着用することができる。

うんどうかい じ き など ねっちゅうしょうよぼう はんそで ちゃくよう のぞ はいりよ ひつよう
※運動会の時期等では，熱中症予防のため半袖の着用が望ましいが，配慮が必要な
ばあい たいんにん そうだん うすて ながそで たんしよく
場合において，担任との相談のもと，薄手の長袖（単色またはワンポイントのもの）
ちゃくよう
を着用することができる。

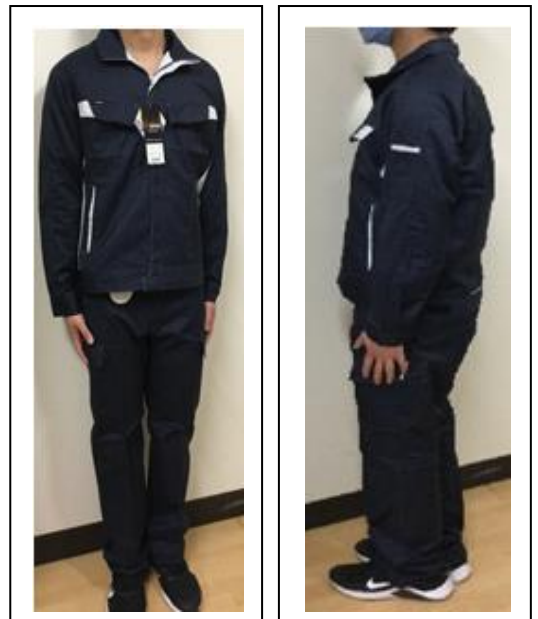
とうき ながそで たいそうふく うえ ぼうかんよう ちゃくよう うんどう
※冬季は長袖の体操服の上に防寒用ジャンパーを着用することができる。ただし，運動
じ あんぜん かつどう たいそうふく うんどう と く
時は安全に活動するために体操服で運動に取り組むものとする。



さぎょうふく
作業服

がっこうしてい ながそで なが ぼうし さぎょうふく ちゃくよう
・学校指定の長袖，長ズボン，帽子の作業服を着用する。

なん はいりよ ひつよう せいと たんにん そうだん
※何らかの配慮が必要な生徒は担任に相談する。



けいたいでんわ 携帯電話について

ほごしゃ れんらく と ひつよう ひと がっこう けいたいでんわ
保護者と連絡を取るなどの必要がある人は学校への携帯電話（スマートフォン）の

もちこみ を認める。ただし、ルールやマナーを守り使用すること。

まも 守ること

<日頃から守ること>

- ・フィルタリングをかけて安全あんぜんに使用しようすること。
- ・相手あいてが嫌いやがるような電話でんわやメールなどはしないこと。
- ・置き忘わすれたり、落おとしたりしないようにすること。
- ・SNSで個人こじんが特定とくていされる内容ないようが発信はっしんされていた場合は、SNSの内容ないようを確認かくにんし、内容ないようによつては持ちこみを禁止きんしする場合ばあいがある。また、誹謗中傷ひぼうちゆうしやうなどの内容ないようを発信はっしんしている場合ばあいは特別指導とくべつしどうの対象たいしやうとする。

<校内での使用について>

- ・携帯電話けいたいでんわを持ちこむ前もには、学校まへに申請がっこう しんせい（携帯電話学校内持ちこみ申請書けいたいでんわがっこうないも）し、許可こを得ること。
- ・原則げんそく、校内こうないでは電源でんげんを切きる（使用しようしない）こと。
- ・原則げんそく、校内こうないでは鞆かばんの中なかに入れておくか、担任たんにんに相談そうだんのうえ、安全あんぜんな場所ばしょで保管ほかんすること。
- ・保護者ほごしゃとの連絡れんらくなど、理由りゆうがあつて使うつかときには担任たんにんに申し出もうて、担任たんにんの監督かんとくの下もとで使用しようすること。
(家族かぞくや友人ゆうじんの電話番号でんわばんごうなど大切な情報たいせつ じやうほうが他人たにんに知られてしまうため)

- ・ルールやマナーに違反いはんした場合は携帯電話ばあい けいたいでんわの持ちこみを禁止も こと きんしする。

※タブレット端末たんまつやカメラについては、ICT機器ききの取り扱いとに準あつかずる。許可じゆんなしに

もちこむことは禁止きんしする。